

有害大気汚染物質に係るリストの見直しについて

1. これまでの経緯

- 平成8年の大気汚染防止法（大防法）改正により、有害大気汚染物質対策の制度化がなされ、同年10月の中央環境審議会の「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第二次答申）」において、「有害大気汚染物質に係るリスト」として、「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」（234物質）と「優先取組物質」（22物質）がリスト化された。
- その後、平成11年の「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）の制定により、有害性のある化学物質の環境への排出量等を把握するPRTRが制度化されたことから、中央環境審議会の第六次答申（平成12年）において、234物質のリストはPRTR対象物質との整合性を考慮した見直しを行うことが適当であること、優先取組物質についてもPRTR制度による情報や最新の科学的知見をもとに見直すことが必要であることが指摘されていた。
- 第六次答申の指摘事項への対応として、当初、優先取組物質の見直しに関して、本委員会においてこれまでに2回（平成19年6月、11月）審議いただいた中で、234物質全体とPRTR対象物質との整理、有害性情報等の追加的な収集、優先取組物質のうちすでに環境目標値が設定され排出抑制の取組も進んだ物質の取扱い等に関する指摘がなされた。
- こうした中、PRTRについては対象物質の見直しが行われ、昨年11月に化管法の施行令が改正されて462物質が新しい対象物質として選定されたこと、また、化学物質審査規制法（化審法）を改正して、「優先評価化学物質」を選定しリスク評価を進める等の動きがあることから、これらとの整合も念頭に置きつつ、有害大気汚染物質に係るリストの見直しを検討する必要がある。

2 有害大気汚染物質に係るリストの見直しに係る基本的考え方について

(1) 「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」リストの見直しに関する基本的考え方について

- 大防法において有害大気汚染物質は、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの」とされており、その施策は、科学的知見の充実の下に、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されることを旨として、実施されなければならない、とされている。
- 234物質については、第二次答申（平成8年）において、長期毒性を有することや大気汚染の原因となり得ることを科学的に明らかにすることは實際上困難を伴うものが多いが、未然防止の見地から、一定の割り切りを行って、有害大気汚染物質に該当する

可能性がある物質を幅広く選定すること、また、これらの物質については、「行政が有害性等の基礎的情報の収集整理に努めるとともに、事業者等は自主的に排出抑制に努めることが期待される」ものとされている。

- 一方、化管法は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としており、PRTR対象物質（第一種指定化学物質）は、「人の健康を損なうおそれ」等があり相当広範な地域の環境に継続して存すると認められる化学物質とされている。
- また、「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」とPRTR対象物質は、いずれも有害性と暴露性（モニタリング結果、製造・輸入量）を考慮した選定がなされている。
- このように、両者は、人の健康（化管法は生態影響も含む）に係る被害の未然防止を目的に、排出状況の把握、自主的な排出抑制や管理の改善を求める物質として位置づけられている点で類似しており、対象物質の選定の考え方にも共通点があることから、それぞれの特性に留意しつつ、「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」のリストを、PRTR対象物質との整合性を図る方向で見直すこととしたい。

（２）優先取組物質の見直しを含む有害大気汚染物質に係る対応方針の再整理について

- 優先取組物質については、第二次答申（平成8年）において、有害大気汚染物質に該当する可能性があるリストの中から、当該物質の有害性の程度や我が国の大気環境の状況等に鑑み健康リスクがある程度高いと考えられる有害大気汚染物質を選定すること、また、これらの物質については、「行政において物質の有害性、大気環境濃度、発生源等について体系的に詳細な調査を行うほか、事業者に対して排出抑制技術の情報等の提供に努め、事業者の自主的な排出抑制努力を促進する」ものとされている。
- 優先取組物質のうちベンゼン等3物質については、平成8年の法改正当時、その排出又は飛散を早急に抑制しなければならない指定物質とされ、指定物質排出抑制施設や指定物質排出抑制基準が定められた。また、平成9年度から過去2期にわたり、自主管理計画（対象12物質）による排出抑制の取組が進められてきた。
- 平成17年6月、有害大気汚染物質排出抑制専門委員会において、第2期自主管理計画の評価がなされ、これまでの排出削減により全国的に濃度は改善したことなどから、今後は、個別事業者の責任のもとでの自主的な排出抑制や地方公共団体と事業者との連携による地域主体の自主的な取組へと移行することが適当との取りまとめがなされている。
- 一方、この間、PRTR制度が施行され、対象物質の大気への排出量等を把握することが可能となったことから、PRTRデータをも活用した有害大気汚染物質対策における対応と優先取組物質の選定を検討することが必要となっている。
- このため、「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」のリストをPRTR対象物質との整合性を図り見直した上で、優先取組物質についても見直しを行うこととし

たい。

- 具体的には、まず、「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」のリストに掲げられた物質全体について、排出量や検出状況などの暴露情報と有害性に関する知見に応じて区分し、大防法に基づく調査や排出抑制の取組が明確になるよう有害大気汚染物質に係る対応方針の再整理を行うこととしたい。
- その上で、吸入影響による人の健康への有害性に関する知見が得られる物質については、有害性情報と暴露情報を整理しつつ、有害性の程度、PRTRによる排出量や排出状況、環境モニタリングによる検出状況をもとに、プライオリティをつけてリスクの検討を行い、予想されるリスクの程度から判断して、排出の抑制に優先的に取り組む必要があると考えられる物質を優先取組物質に選定することとしたい。
- また、この過程で優先取組物質に選定されなかった物質についても、有害性の程度、暴露可能性から予想されるリスクの程度に応じ、大防法等に基づいてそれぞれ対応すべき内容を再整理することとしたい。
- さらに、これらの再整理を行う中で、優先取組物質のうち、すでに環境目標値が設定され排出抑制の取組も進んだ物質の取扱いについても検討していくこととしたい。

2. 今後の進め方

- 「有害大気汚染物質に係るリスト」(234物質及び優先取組物質)の見直しに関する基本的な考え方について、事務局から案を示し、審議いただくこととしたい。その上で、具体的な物質の選定・見直しについては、平成21年度に環境省の請負先において専門家の助言を得ながら作業を進めた上で、あらためて専門委員会に報告し、審議いただくこととしたい。
- なお、改正化審法に基づく「優先評価化学物質」のリスク評価との関係の整理については、化審法の運用状況を見つつ将来的に整合を図っていくこととしたい。